

参加無料

“いつか”に備えて今から始める

終活・相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれませんが、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

このようなお悩みありませんか？

- 土地や建物の名義変更はどうするの？
- 相続が争族(争う家族)とならないためには？
- 名義が祖父(又は曾祖父)のままの土地がある。
- 遺言書は残した方がいいの？
- 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和7年8月29日（金） 13：30～
場所 棚倉町図書館 多目的ホール

【講演会】『終活・相続に必要な手続について』 13:30～15:00
講師：福島地方法務局白河支局 支局長 佐藤義治 氏

【司法書士による個別相談会】 15:00～17:00 予約制 30分まで
相談担当：司法書士 石川隆之 氏、司法書士 高橋正明 氏



- 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。
- 講演会の参加予約は不要です。

（お問合せ・ご予約）棚倉町役場 税務課 TEL 0247-33-2118

主催 棚倉町・福島県司法書士会